

公職選挙法施行令

| 現行法 | 改正案 |
|--|---|
| <p>(選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村における不在者投票の方法)</p> <p>第五十六条 法第四十九条第一項各号に掲げる事由により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人(前条第三項各号に掲げる者を除く。)は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村において投票をしようとする場合においては、選挙の期日の公示又は告示があつた日から選挙の期日の前日までにその投票用紙及び投票用封筒を不在者投票管理者であるその市町村の選挙管理委員会の委員長に提示してその点検を受けた後、その管理する投票の記載をする場所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者一人の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称。第三項において同じ。)を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名して、直ちにこれをその不在者投票管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、不在者投票管理者は、選挙権を有する者を立ち合わせなければならない。</p> <p>3 第一項の場合において、不在者投票管理者は、選挙人が法第四十八条の規定により代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、前項の規定によつて立ち合わせた者の意見を聴いて、当該選挙人の投票を補助すべき者二人をその承諾を得て定め、その一人の立会いの下に他の一人をして投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名を記載させ、これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面に当該選挙人の氏名を記載させ、直ちにこれを提出させなければならない。</p> <p>4 第四十一条第一項から第三項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、不在者投票管理者は、投票用紙に公職の候補者の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称)を記載した者にその者の氏名を投票用封筒の表面に記載させて、これを提出させなければならない。</p> <p>5 第三十二条の規定は、第一項の規定による投票について準用する。</p> | <p>(選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村における不在者投票の方法)</p> <p>第五十六条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 第一項の場合において、不在者投票管理者は、選挙人が法第四十八条の規定により代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、前項の規定によつて立ち合わせた者の意見を聴いて、当該選挙人の投票を補助すべき者二人をその承諾を得て定め、その者の立会いの下に当該選挙人が予め届け出た投票補助者をして投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名を記載させ、これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面に当該選挙人の氏名を記載させ、直ちにこれを提出させなければならない。</p> <p>4 同左</p> <p>5 同左</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(身体障害者又は戦傷病者であるもので政令で定めるもの)</p> <p>第五十九条の二 法第四十九条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者については、同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、両下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害若しくは移動機能の障害(以下この条において「両下肢等の障害」という。)の程度が、両下肢若しくは体幹の障害若しくは移動機能の障害にあつては一級若しくは二級、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害(次号において「内臓機能の障害」という。)にあつては一級若しくは三級である者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第四条第一項に規定する身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事若しくは指定都市若しくは地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(第百四十七条第一項第三号において「中核市」という。)の長が書面により証明した者</p> <p>二 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第二条第一項に規定する戦傷病者については、同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に、両下肢等の障害の程度が、両下肢若しくは体幹の障害にあつては恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二の特別項症から第二項症まで、内臓機能の障害にあつては同表の特別項症から第三項症までである者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令(昭和三十八年政令第三百五十八号)第五条に規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明した者</p> <p>(新設)</p> | <p>(郵便投票ができる選挙人として政令で定めるもの)</p> <p>第五十九条の二 同左</p> <p>一 同左</p> <p>二 同左</p> <p>三 <u>心身の障害、疾病、負傷、妊娠、老衰によって投票日に投票所における投票が不能若しくは著しく困難であることを、総務省令で定める医師、歯科医師若しくは助産婦の診断書の提出を受けて、市町村の選挙管理委員会の委員長が上記を書面で証明した者</u></p> |
| <p>(郵便投票証明書)</p> <p>第五十九条の三 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名(点字によるものを除く。次条第一項、第五十九条の五、第六十五条の十一第一項、第六十五条の十二第一項及び第六十五条の十四第一項において同じ。)をした文書をもつて、法第四十九条第二項に規定する選挙人に該当する旨の証明書(以下「郵便投票証明書」という。)の交付を申請することができる。</p> | <p>(郵便投票証明書)</p> <p>第五十九条の三 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名(点字によるものを含む。次条第一項、第五十九条の五、第六十五条の十一第一項、第六十五条の十二第一項及び第六十五条の十四第一項において同じ。)をした文書をもつて、法第四十九条第二項に規定する選挙人に該当する旨の証明書(以下「郵便投票証明書」という。)の交付を申請することができる。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請をした者が法第四十九条第二項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、当該申請をした者に対して、郵便投票証明書を郵便をもつて交付しなければならない。</p> <p>3 郵便投票証明書の交付を受けた者は、法第四十九条第二項に規定する選挙人に該当しなくなつた場合、他の市町村の選挙人名簿に登録された場合、在外選挙人名簿に登録された場合又は当該郵便投票証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つた場合には、直ちに当該郵便投票証明書をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、郵便投票証明書の交付の申請その他郵便投票証明書に関し必要な事項は、総務省令で定める。</p> | <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 同左</p> |
| <p>(郵便による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)</p> <p>第五十九条の四 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、第五十条第一項の規定による請求をし、又は同条第四項の規定により同条第一項の請求がされた場合を除くほか、選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名をした文書により、かつ、郵便投票証明書を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>2 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者が前項の規定による請求をする場合には、同項の選挙管理委員会の委員長に、法第四十四条第二項に規定する文書を提示しなければならない。</p> <p>3 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、前項の規定により提示された文書について、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が法第四十九条第二項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、直ちに(選挙の期日の公示又は告示の日前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便をもつて発送しなければならない。この場合においては、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入しなければならない。</p> | <p>(郵便による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)</p> <p>第五十九条の四 同左</p> <p>2 点字によって投票をしようとする選挙人は、前項の請求をする際に、同項の選挙管理委員会の委員長に対し、その旨を申し立てなければならない。</p> <p>3 同左</p> <p>4 同左</p> |

| | |
|---|---|
| (新設) | 5 前項の場合において、第二項の規定によって点字によって投票をする旨の申立てをした選挙人に発送すべき投票用紙は、点字投票である旨の表示をしたものでなければならない。 |
| (郵便による不在者投票の方法) 第五十九条の五 前条第三項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人は、選挙の期日の公示又は告示があつた日以後、その現在する場所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者一人の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称)を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、並びに投票用封筒の表面に署名をし、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記して、当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該選挙人が属する投票区の投票所(当該投票区が指定関係投票区である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票所)を閉じる時刻までに第六十条第二項の規定による投票の送致ができるように、郵便をもって送付しなければならない。 | (郵便による不在者投票の方法) 第五十九条の五 同左 |
| (新設) | (心身の故障した者等のうち自書できない者として政令で定める者) 第五十九条の六 法第四十九条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 第五十九条の二第一号に該当する者のうち、視覚若しくは両上肢の障害(以下この条において「視覚等の障害」という。)の程度が一級若しくは二級である者として記載されている者又は視覚等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき身体障害者福祉法施行令(昭和三十五年政令第七十八号)第四条第一項に規定する身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事若しくは指定都市若しくは地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(第四百四十七条第一項第三号において「中核市」という。)の長が書面により証明した者 二 第五十九条の二第二号に該当する者のうち、視覚等の障害の程度が、視覚障害にあつては同表の特別項症、両上肢の障害にあつては同表の特別項症から第一項症までである者として記載されている者又は視覚等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令(昭和三十八年政令第三百五十八号)第五条に規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明した者 |

| | |
|------|---|
| | <p>三 第五十九条の二第三号に該当する者のうち、心身の故障又は識字障害により、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称及び略称）を記載することができない者であることを、総務省令で定める医師の診断書の提出を受けて、市町村の選挙管理委員会の委員長が上記を書面で証明した者</p> |
| (新設) | <p>(在宅代理投票証明書)</p> <p>第五十九条の七 法第四十九条第三項に規定する選挙人は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人の投票補助候補者二人が署名をした文書をもつて、同項に規定する選挙人に該当する旨の証明書（以下「在宅代理投票証明書」という。）の交付を申請することができる。</p> <p>2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請をした者が法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、当該申請をした者に対して、在宅代理投票証明書を交付しなければならない。</p> <p>3 在宅代理投票証明書の交付を受けた者は、法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当しなくなつた場合、他の市町村の選挙人名簿に登録された場合、在外選挙人名簿に登録された場合又は当該在宅代理投票証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つた場合には、直ちに当該在宅代理投票証明書をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、在宅代理投票証明書の交付の申請その他在宅代理投票証明書に関し必要な事項は、総務省令で定める。</p> |
| (新設) | <p>(在宅代理投票の方法)</p> <p>第五十九条の八 法第四十九条第三項に規定する選挙人は、第五十条第一項の規定による請求をし、又は同条第四項の規定により同条第一項の請求がされた場合を除くほか、選挙の期日前五日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人の投票補助候補者二人が署名をした文書により、かつ、在宅代理投票証明書を提示して、法第四十九条第三項の規定による代理投票（以下「在宅代理投票」という。）の日時及び当該選挙人の投票を補助すべき者一人を定めるべきことを請求することができる。</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| | <p>2 第五十九条の四第二項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>3 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、前項の規定により提示された文書について、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、在宅代理投票の日時及び当該選挙人の投票を補助すべき者一人をその承諾を得て定める。</p> |
| (新設) | <p>(郵便による在宅代理投票の特例)</p> <p>第五十九条の九 法第四十九条第四項に規定する選挙人は、選挙の期日の公示又は告示があつた日以後、その現在する場所において、当該選挙人の投票を補助すべき者二人のうち一人に投票用紙に当該選挙の公職の候補者一人の氏名(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称)を記載させ、他の一人をこれに立ち合わせる事ができる。当該選挙人の投票を補助すべき者二人は、当該投票用紙を投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、並びに投票用封筒の表面に署名をし、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記して、当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該選挙人が属する投票区の投票所(当該投票区が指定関係投票区である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票所)を閉じる時刻までに第六十条第二項の規定による投票の送致ができるように、郵便をもつて送付しなければならない。</p> |
| (指定船舶に乗船している船員の不在者投票の特例) | <p>(指定船舶に乗船している船員の不在者投票の特例)</p> <p>第五十九条の六 船員は、法第四十九条第三項に規定する船舶(以下この条において「指定船舶」という。)に乗つて本邦以外の区域を航海しようとする場合においては、当該指定船舶の船長(当該船長が第五十五条第五項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合においては、船員法第二十条の規定によつて当該船長の職務を行うべき者)で第五十五条第四項に規定する不在者投票管理者となるべきもの(以下この条において単に「船長」という。)に対し、第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書を添えて、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日から選挙の期日の前日までの間が当該指定船舶の航海の期間中にかかる場合において当該指定船舶内で法第四十九条第三項の規定による投票をしようとする旨の申出をすることができる。</p> <p>第五十九条の十 船員は、法第四十九条第五項に規定する船舶(以下この条において「指定船舶」という。)に乗つて本邦以外の区域を航海しようとする場合においては、当該指定船舶の船長(当該船長が第五十五条第五項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合においては、船員法第二十条の規定によつて当該船長の職務を行うべき者)で第五十五条第四項に規定する不在者投票管理者となるべきもの(以下この条において単に「船長」という。)に対し、第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書を添えて、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日から選挙の期日の前日までの間が当該指定船舶の航海の期間中にかかる場合において当該指定船舶内で法第四十九条第五項の規定による投票をしようとする旨の申出をすることができる。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>2 前項の申出を受けた船長は、当該船員が当該指定船舶に乗つて本邦以外の区域を航海しようとする者であると認める場合においては、自ら又はその代理人によつて、法第四十九条第三項に規定する総務省令で指定する市町村(以下この条において「指定市町村」という。)の選挙管理委員会の委員長に対し、郵便によることなく、当該指定船舶の名称及び当該指定船舶内に設置された同項の送信に用いるファクシミリ装置を識別するための番号を記載した文書で、当該船員の選挙人名簿登録証明書を提示して、同項の規定による投票に用いるべき投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求しなければならない。</p> <p>3～17 (略)</p> | <p>2 前項の申出を受けた船長は、当該船員が当該指定船舶に乗つて本邦以外の区域を航海しようとする者であると認める場合においては、自ら又はその代理人によつて、法第四十九条第五項に規定する総務省令で指定する市町村(以下この条において「指定市町村」という。)の選挙管理委員会の委員長に対し、郵便によることなく、当該指定船舶の名称及び当該指定船舶内に設置された同項の送信に用いるファクシミリ装置を識別するための番号を記載した文書で、当該船員の選挙人名簿登録証明書を提示して、同項の規定による投票に用いるべき投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求しなければならない。</p> |
|---|---|